

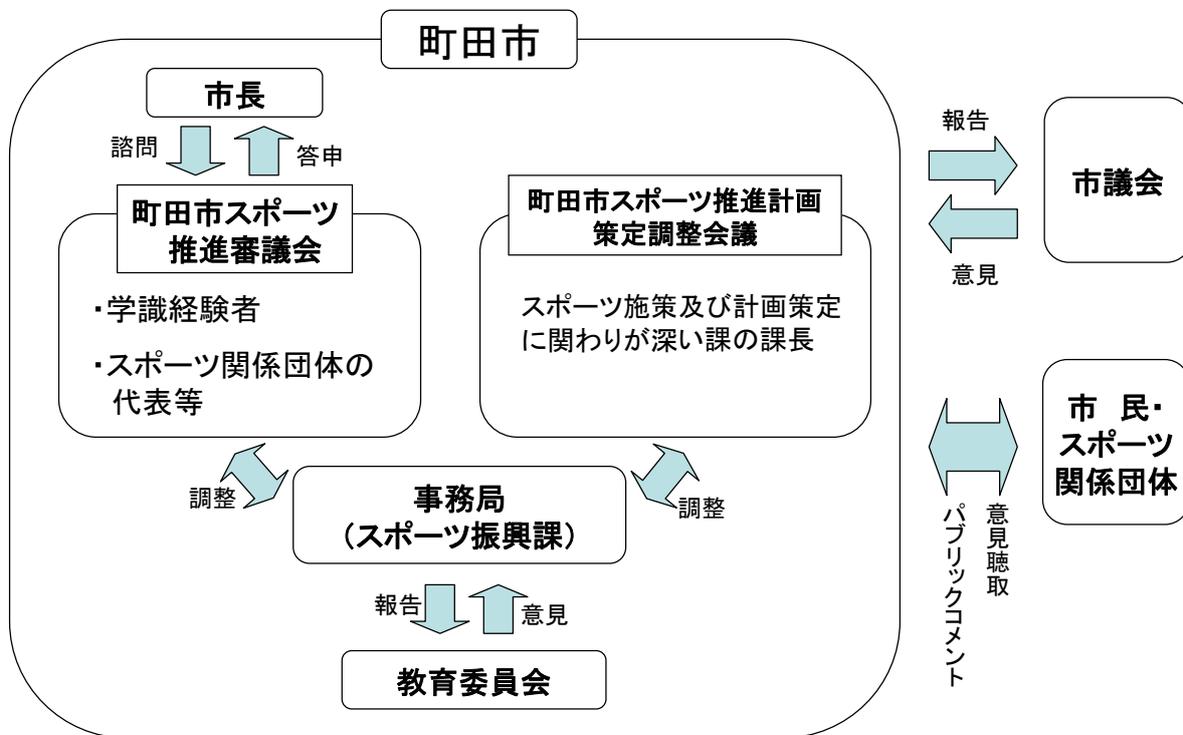
町田市スポーツ推進審議会について

1. 町田市スポーツ推進審議会委員名簿

	区 分	氏 名	所 属
1	学識経験者	川崎 登志喜	玉川大学教育学部教授
2		三ツ谷 洋子	法政大学スポーツ健康学部教授
3		渡辺 剛	国土舘大学体育学部教授
4	スポーツ団体	山本 正実	町田市体育協会理事長
5		市川 健一	東京都障害者スポーツ協会副会長
6		守屋 実	NPO 法人アスレチッククラブ町田代表理事
7	経済関係団体	佐藤 正志	町田商工会議所 専務理事
8	保健医療関係団体	柴田 智	社会福祉法人悠々会 ケアフルクラブ悠々園施設長
9	市民委員	菊盛 由利子	公募により選任
10		新宅 雅也	公募により選任
11	町田市公立中学校長会	比良田 健一	堺中学校校長

(順不同)

2. 町田市スポーツ推進計画策定イメージ



3. 町田市スポーツ推進審議会条例

（趣旨）

第1条 この条例は、町田市スポーツ推進条例第11条第2項の規定に基づき、町田市スポーツ推進審議会（以下「審議会」という。）の組織及び運営に関し、必要な事項を定めるものとする。

（所掌事務）

第2条 審議会は、市長の諮問に応じ、次に掲げるスポーツの推進に関する重要な事項について調査、審議し、答申する。

- (1) 法第10条第1項に規定する地方スポーツ推進計画に関すること。
- (2) 法第35条の規定により補助金の交付について意見を述べること。
- (3) 前2号に掲げるもののほか、スポーツの推進に関すること。

（組織）

第3条 審議会は、委員11人以内をもって組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから、町田市教育委員会の意見を聴いて、市長が委嘱する。

- (1) 学識経験者 3人以内
- (2) スポーツ団体の代表 3人以内
- (3) 経済関係団体の代表 1人
- (4) 保健医療関係団体の代表 1人
- (5) 市民 2人以内
- (6) 町田市公立中学校長会の代表 1人

（委員の任期）

第4条 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任されることができる。

（会長）

第5条 審議会に会長を置き、委員の互選により定める。

- 2 会長は、審議会を代表し、会務を総理する。
- 3 会長に事故があるときは、会長があらかじめ指名する委員が、その職務を代理する。

（会議）

第6条 審議会は、必要に応じ会長が招集する。

- 2 審議会は、委員の過半数が出席しなければ、会議を開くことができない。
- 3 審議会の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、会長の決すると

ころによる。

- 4 会長は、必要があると認めるときは、審議会に委員以外の者の出席を求めることができる。

（委任）

第7条 この条例に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、町田市規則で定める。

附 則

この条例は、平成20年4月1日から施行する。

附 則（平成23年10月7日条例第38号）

この条例は、公布の日から施行し、改正後の町田市非常勤の特別職の職員の報酬及び費用弁償に関する条例、町田市立学校施設の開放に関する条例及び町田市スポーツ振興審議会条例の規定は、平成23年8月24日から適用する。

附 則

この条例は、平成25年4月1日から施行する。